

意見書

植村振作（うえむら・しんさく）

第1、略歴

1936年生。

1953年3月、九州大学理学部物理学科卒業。

2000年3月、大阪大学大学院理学研究科助教授、退職。

専攻：応用物理（合成樹脂電気・力学物性）、環境科学（生活環境の農薬汚染、農薬行政、合成樹脂廃棄物問題他）。

所属学会：日本環境学会。

第2、学会の機関誌への論文投稿とその掲載拒否について

以下の問題につきまして、私の見解は次の通りです。

1、問題

定款に、「機関誌に寄稿すること」は「会員の特典」とであると明記されている自然科学の学会において、会員が機関誌に論文を投稿したところ、機関誌編集委員会が掲載を拒否したが、その拒否理由が科学的内容を非科学的な内容に読み替えるという、論文の明らかな「誤読」に基づいている場合、その論文掲載拒否はどのように取り扱われるべきか。

とくに、当該会員が機関誌編集委員会に対し、その拒否理由は論文の明らかな「誤読」に基づいているので調査を申請したのに対し、機関誌編集委員会が全く取り上げず、掲載拒否のまま一件落着かされてしまった場合、それはどのように取り扱われるべきか。

2、検討

(1)、この問題について、次のような見解が考えられる（今、見解Aという）。

『機関誌に掲載するかどうかは、専ら機関誌編集委員会の自由な判断に委ねられ、たとえ拒否理由が、機関誌編集委員会の明らかな「誤読」に基く場合であっても、何ら問題にならない。それは、新聞に投書を投稿するのと同様である』

(2)、この見解に対して、次のような批判がある。

確かに、新聞に投書を投稿する場合には、どの投書を掲載するかは、専ら新聞社の自由な判断に委ねられ、たとえ誤読により掲載されなかった場合でも違法ではない。しかし、学会における会員の機関誌投稿はこれとは根本的に異なる。なぜなら、そもそも学会とは、研究者が自分たちの研究を発表し、意見交換することを目的として自発的に結成されたものであって、それゆえ、会員にとって、機関誌で論文を発表することは学会参加の最も本質的な目的だからである。定款で「機関誌に寄稿すること」が会員にとって奪われることのできな

い「特典」と明記されているのはこれを意味する。

(3)、そして、この批判に基いて、次のような反対説が考えられる（今、見解Bという）。

『もし投稿論文が機関誌編集委員会の明らかな「誤読」に基いて拒否された場合には、明らかな「誤読」に基くものかどうか慎重に判断し、もし明らかな「誤読」に基くものであることは判明した場合には、掲載拒否は撤回すべきである。それをしないで、掲載拒否を押し通した場合には、学会における研究者の研究発表の自由を不当に奪うもので、また学会の民主主義を著しく損なうものであり、裁判所により違法と判断されても仕方がない』

(4)、私見

この問題は科学者集団（学会）における民主主義の問題であり、なおかつ団体（学会）による個々の研究者の研究発表の自由の侵害・抑圧の問題である。上記の見解Aでは、どんな理不尽な拒否理由であっても会員は救済を受けられないことになる。しかし、これでは学会における民主主義が否定されたも同然であり、個々の研究者の研究発表の自由の侵害・抑圧を放任するも同然である。学会における民主主義を尊重し、個々の研究者の研究発表の自由を可能な限り尊重しようとするのであれば、おのずと後者の見解Bが支持されるものと考え

以上

2009年11月9日

熊本県天草市本渡町広瀬1225-4

植木 振作 (植木)

東京地方裁判所民事第44部 殿